

令和4年度  
定期監査等結果報告書

支所  
都市建設部

いわき市監査委員



いわき市議会議長 大 峯 英 之 様  
いわき市長 内 田 広 之 様

いわき市監査委員 増 子 裕 昭  
同 大和田 了 寿  
同 安 田 成 一  
同 福 嶋 あずさ

### 定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

#### 1 監査の対象

- (1) 支所
- (2) 都市建設部

#### 2 監査実施期間

- (1) 支所（令和4年11月18日から令和5年3月17日まで）
- (2) 都市建設部（令和4年12月21日から令和5年3月17日まで）

#### 3 監査の範囲

令和4年4月1日から同年9月30日までに、執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

#### 4 監査の対象のリスク

監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、本市においてリスクが高いと評価される事務を選定して監査した。

- (1) 随意契約に関する事務
- (2) 補助金に関する事務
- (3) 現金（郵便切手等を含む）の保管に関する事務
- (4) 収納に関する事務
- (5) 他自治体において、リスクが顕在化した事例等
- (6) 前回指摘した事項
- (7) その他

## 5 監査の方法

### (1) 支所

現地赶赴、あらかじめ提出を求めた資料により、各支所長等から事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

### (2) 都市建設部

部長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

## 6 監査の結果

監査対象部局ごとに、次に掲げるとおり。

# 支所

## <監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

## <是正改善を要する事項>

### 1 収入事務（その1）

道路占用料に係る収入事務において、占用料の算出に誤りのある例が認められた。

（小名浜支所経済土木課）

※ 令和4年7月28日付けで行った足場設置に係る道路占用許可に伴う道路占用料について、その占用期間が令和4年7月28日から同年9月25日までであることから、市道路占用料条例第4条第2号の規定により、1月未満の端数を1か月分とし、合わせて2か月分として算出すべきところ、3か月分として占用料を算出していた。

### 民法

（暦による期間の計算）

第143条 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。

2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

### いわき市道路占用料条例

（占用料の額）

第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。

（算出の基礎）

第4条 占用料の額の算出基礎は、次の各号による。

(1) (略)

(2) 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として算出するものとする。

(3)~(4) (略)

別表（第2条関係） ※ 抜粋

占有物件	占有料	
	単位	金額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき1月	円 96

備考

1～6 (略)

## 2 収入事務（その2）

土地境界に関する調査証明手数料に係る収入事務において、手数料の算出に誤りのある例が認められた。

（四倉支所経済土木課）

※ 土地境界に関する調査証明手数料については、市手数料条例の規定に基づき、1境界を1件とし、1件につき250円納付することとされている。また、その件数については、境界確定事務を行う関係各部で策定された境界確定事務取扱要領に基づき算出することとされており、同要領では1境界とは1筆と1筆の土地の境であることを基本とした取扱いとなっている。

令和4年6月14日に手数料を徴収した四倉地区の市道に係る境界確定事務においては、3境界を調査し3件分として750円と算出しなければならないところを2件分として500円と算出していた。

### いわき市手数料条例

（手数料の額等）

第2条 手数料の種類及び額は、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）

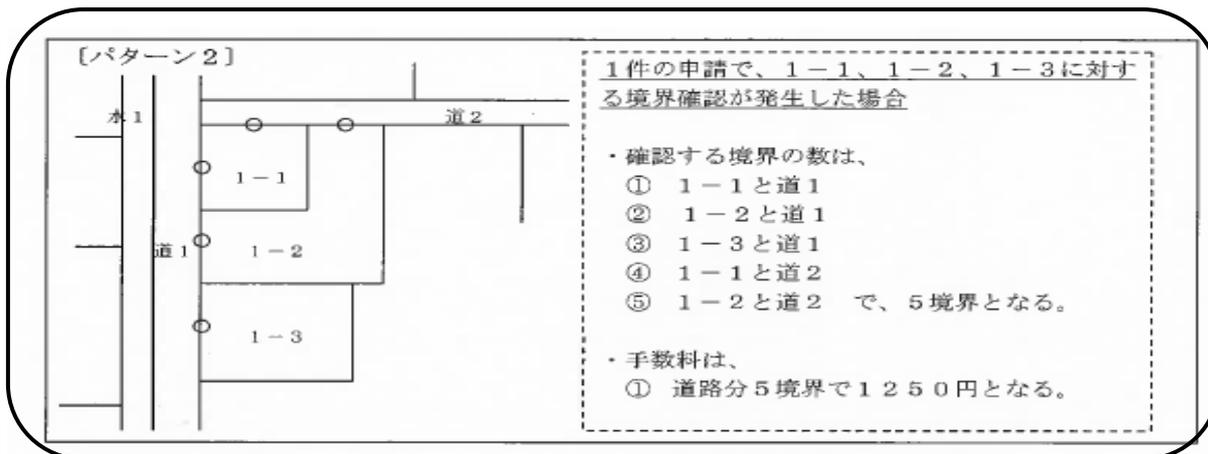
種類	手数料の額 (1件につき)	件数区分
公租に関する証明	250円	1年度、1税目に関する事項を1件とする。
土地、家屋、償却資産に関する証明	250円	土地については、3筆までを1件とし、家屋については、家屋番号1号（未表示家屋については1棟）を1件とし、償却資産については、1物件を1件とし、1筆、1号、1物件を増すごとに50円を加えた額とする。
<u>土地境界に関する調査証明</u>	<u>250円</u>	<u>1境界を1件とする。</u>
消防に関する証明	250円	1通を1件とする。
その他の証明	250円	1通を1件とする。
固定資産課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳又は地籍図の閲覧	250円	1枚を1件とする。ただし、地籍図については、1字を1件とする。
その他の公簿、公文書又は図面の閲覧	250円	1種類1回を1件とする。

### 境界確定事務取扱要領

【手数料の額について】

- ・ いわき市手数料条例第2条の別表、「土地境界に関する調査証明」により、1境界を1件とし、1件につき250円と徴収する。
- ・ 1境界とは、1筆と1筆の土地の境であることから、次の事例を参考に境界数を決めるものとする。
- ・ 公共用財産が1筆であっても、管理者が異なる場合は、別な筆として取扱いものとする。
- ・ （略）

○ 境界件数の取扱い例（抜粋）



### 3 収入事務（その3）

行政財産の附帯設備使用に伴う収入事務において、私用電気料の算定が不適切な例が認められた。

(内郷支所)

※ 行政財産使用許可に伴う電気料金の実費負担金については、「行政財産の使用許可における事務取扱いについて（平成25年10月25日付財政部長通知）」の規定により、子メーターがある場合として算出しているが、算定の要素である「使用許可部分の電力使用量」と「使用許可部分を含む施設の電力使用量」の計量期間が一月異なっており、使用者の負担割合が不適切であった。【類例1件あり】

#### いわき市財務規則

(光熱水費等の負担)

第246条 財産管理者は、行政財産の使用許可を受けて当該財産を使用する者をして、当該財産に附帯する電話、電気、ガス及び水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担させなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、免除することができる。

行政財産の使用許可における事務取扱いについて（平成25年10月25日財政部長通知）

【別紙3】光熱水費（いわき市財務規則）

#### 2 徴収の方法

##### (1) 電気代

##### ① 子メーターがある場合

使用許可部分を含む施設に係る請求金額 ×  $\frac{\text{使用許可部分の使用量}}{\text{使用許可部分を含む施設の使用量}}$

##### ② (略)

##### (2)~(3) (略)

#### 4 収入事務（その4）

畜犬登録等手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。

（小名浜支所市民課、勿来支所市民課）

- ※ 小名浜支所市民課において、畜犬登録等手数料として令和4年8月18日（木）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月19日（金）までに払い込まなければならないが、同月23日（火）に払い込まれていた。【類例1件あり】  
なお、勿来支所市民課においても、同様の例が認められた。

#### いわき市財務規則

（収納金の払込み）

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書（第16号様式）に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日（指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日）に直ちにこれを払い込まなければならない。

2 （略）

## 5 収入事務（その5）

行政財産の附帯設備使用に伴う収入事務において、督促が行われていない例が認められた。

(内郷支所)

※ 行政財産使用許可に伴う水道料金の実費負担金について、納期限である令和4年5月26日を過ぎても債務を履行しない者に対し、市債権管理条例施行規則第3条の規定に基づき、納期限後20日以内（同年6月15日まで）に書面により督促をしなければならないが、収納日（同年6月30日）までの間、督促が行われていなかった。なお、私用下水道料においても、同様の例が認められた。

### いわき市債権管理条例

(督促)

第6条 債権管理者は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、規則で定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

### いわき市債権管理条例施行規則

(督促)

第3条 条例第6条の規定による督促は、履行期限後20日以内に書面により行うものとし、督促に指定する期限は、当該督促をする日から10日以内の日とする。

## 6 契約事務

契約事務において、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の見積合わせに参加させている例が認められた。

(四倉支所市民課)

※ 四倉支所消防用設備等保守点検業務委託に係る契約事務について、指名停止期間中(令和4年3月12日～令和5年12月11日)の有資格業者を随意契約の見積合わせに参加させていた。

### いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱

(随意契約の相手方の制限)

第8条 市長は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

## 7 財産管理事務

郵便切手等の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。

(常磐支所市民課)

※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、監査実施時点(令和4年12月6日)において、郵便切手等管理簿にはレターパックの繰越及び受払状況の記載がなく、レターパックの現物と一致していなかった。

### いわき市文書等管理規程

(発送)

第48条 (略)

2～3 (略)

4 郵便切手又は料額印面の付いた郵便はがき等の受払いについては、郵便切手等管理簿(第11号様式)により、その受払いの状況を明らかにしておかなければならない。

## <意見又は要望とする事項>

### 収入事務（収入金の納入通知に係る事務の適正化について）

市の収入金のうち納入の通知を要するものについては、市財務規則第43条の規定に基づき納期限を指定し、第47条に定める期限までに納入義務者に対し納入通知書により通知しなければならない。納入通知は納入義務者に対しその歳入を納入すべき旨を通知する行為であり、指定すべき納期限は、納入義務者が納入通知書の受領後、納入しうる合理的な期間と解される。この納期限までに納入されない収入金については、法令又は他の条例等に特別の定めがある場合を除き、市債権管理条例及び同施行規則に基づき督促しなければならない。

今回、各支所の収入金において、納入通知書を、納期限が到来した後に送付した例が認められた。

市財務規則に定める発行期限を過ぎて納入通知書を発した場合は、納入義務者においては、納入までの期間が短縮されてしまうことから、納期限までに納入できず督促の対象となり、債権の種類に応じて督促手数料及び延滞金、遅延損害金の請求等の不利益が生じる恐れがある。さらに本来、納期限が到来した納入通知はあり得ず、市民の市政への信頼を損ねるものであり、債権管理上も問題があることから厳に慎み、納入通知書の発行が遅延しないよう現行の事務処理を見直すとともに、請求漏れを防止する仕組みづくりなど、内部統制の強化に努められることを望むものである。

（小名浜支所経済土木課、勿来支所経済土木課、  
四倉支所市民課、四倉支所経済土木課、遠野支所、川前支所）

#### 【事例1】 小名浜支所経済土木課

※ 占用期間が2会計年度以上にわたる道路占用料に係る収入事務において、納入通知書を、事務処理の遅延により、市道路占用料条例第3条ただし書に定める納期限が到来した後に送付した例が認められた。

なお、勿来支所経済土木課、四倉支所経済土木課においても、同様の例が認められた。

#### 【事例2】 四倉支所市民課

※ 行政財産目的外使用許可に伴う附帯設備使用の実費負担金に係る収入事務において、納入通知書を、事務処理の失念により、市財務規則第43条第4号に定める納期限が到来した後に送付した例が認められた。

なお、遠野支所においても、同様の例が認められた。

#### 【事例3】 川前支所

※ 川前財産区の土地貸付料に係る収入事務において、納入通知書の発送を、土地貸付契約の解除の可能性から留保したため、市財務規則第43条第1号に定める納期限が到来した後に送付した例が認められた。

### いわき市道路占用料条例

（占用料の徴収）

第3条 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の

規定により同意をした占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に係る分を、当該占用の許可又は同意をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日）。以下同じ。）に納入通知書により一括して徴収する。ただし、占用の期間が2会計年度以上にわたるものについては、次年度以降の占用料は、その年度分をその年度の4月末日までに徴収する。

2 （略）

## いわき市財務規則

（納期限）

第43条 収入金の納期限は、別段の定めがある場合はこれにより、定めがない場合は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより指定しなければならない。

- (1) 会計年度単位で定めた収入金 その年度の4月末日
- (2) 月単位で定めた収入金 その月の10日
- (3) 日単位で定めた収入金 その初日
- (4) その性質上、前3号の定めによることができない収入金 調定の日から14日以内の日  
（納入の通知）

第45条 収入決定権者は、歳入の調定をしたときは、施行令第154条第2項の規定により納入の通知を必要としないものを除き、速やかに納入義務者に対し、納入通知書により納入の通知をしなければならない。

2～3 （略）

（納入通知書の発行期限）

第47条 納入通知書は、別段の定めがある場合を除くほか、次の各号に定めるところによりこれを発しなければならない。

- (1) 定期の収入は、当該収入金に係る納期限の7日以前
- (2) 契約による収入は、当該収入金に係る納期限の7日以前
- (3) 前2号に定める収入以外の収入は、当該収入金に係る納期限の10日以前

# 都市建設部

## <監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

## <是正改善を要する事項>

### 1 収入事務

使用料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。

(都市整備課)

※ 平鉄北駐車場使用料として令和4年5月25日(水)に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月26日(木)までに払い込まなければならないが、同月27日(金)に払い込まれていた。

### いわき市財務規則

(収納金の払込み)

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書(第16号様式)に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日(指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日)に直ちにこれを払い込まなければならない。

2 (略)

## 2 支出事務

補助金の交付事務において、添付すべき書類の提出がないまま申請書等を受理し、交付決定を行っている例や、額の確定を行っている例が認められた。

(都市整備課、建築指導課、公園緑地課)

### 【事例1】都市整備課

※ いわき市浜まち宅地再生支援事業補助金の交付事務において、「市補助金等交付規則」第4条第1項第2号及び第3号の規定による収支予算書及び前年度決算書の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。【類例2件あり】

### 【事例2】建築指導課

※ いわき市ブロック塀等撤去支援事業補助金の交付事務において、「市補助金等交付規則」第4条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による事業計画書、収支予算書及び前年度決算書の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。

また、同規則第12条第1号の規定による収支決算書がないまま実績報告を受理し、額の確定を行っていた。

### 【事例3】公園緑地課

※ いわき市生垣設置奨励補助金の交付事務において、「市補助金等交付規則」第4条第1項第2号及び第3号の規定による収支予算書及び前年度決算書の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。

また、同規則第12条第1号の規定による収支決算書がないまま実績報告を受理し、額の確定を行っていた。

なお、事例1から事例3について、いずれも、要綱の規定が実態に合わない場合は、その改正等について検討されたい。

## いわき市補助金等交付規則

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、当該補助事業等が完了したときは、その事業が完了した日から起算して15日以内に、補助事業等実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が指定する補助事業等については、この限りでない。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

## いわき市浜まち宅地再生支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いわき都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行地内（小名浜港背後地を除く。）への移住及び定住の促進を図り、もって地域コミュニティの再生及び復興まちづくりを推進するため、空き地バンクに、空き地の情報を登録し当該空き地を売却した者、登録されている空き地を取得し（空き地を賃借する場合を含む。以下同じ。）住宅を新築等した者及び登録されている空き地の売買を仲介した指定宅建業者に対する補助金の交付について、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（申請書の提出期限等）

第5条 規則第4条第1項に規定する期日並びに同項第1号及び第4号に規定する書類については、別表第3に定めるところによる。

別表第3（第5条関係）

種類	申請書の提出期限	申請書に添付する書類
空き地バンク仲介手数料支援金	売買契約を締結した日が属する年度の末日	(1) 売買契約書の写し (2) 仲介手数料を支払ったことが確認できる書類 (3) その他市長が必要と認める書類
空き地バンク登録物件活用支援金	当該補助金の対象となる住宅に居住を開始した日の属する年度の末日	(1) いわき市浜まち宅地再生支援事業補助金事業計画書（第1号様式） (2) 居住に関する誓約書 (3) 暴力団等反社会勢力でないことを警察等関係機関へ照会することに関する同意書 (4) 同一世帯全員の住民票の写し (5) 同一世帯全員の納税証明書（課税がない者にあつては、課税証明書） (6) 住宅の取得に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項又は第6条の2第1項の規定により交付を受けた確認済証の写し及び同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付を受けた検査済証の写し (8) 建物登記簿の全部事項証明書 (9) 住宅と住宅以外の用途を併用する住宅の場合は住宅部分と住宅以外の部分とその面積が確認できる図面 (10) その他市長が必要と認める書類
空き地バンク物件成約奨励金	売買契約を締結した日が属する年度の末日	(1) 売買契約書の写し (2) 仲介手数料の支払いを受けたことが確認できる書類 (3) その他市長が必要と認める書類

いわき市ブロック塀等撤去支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の転倒又は倒壊による被害を未然に防止するため、倒壊等のおそれのあるブロック塀等の撤去等を行う者に対し、予算の範囲内において行う補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付申請）

第10条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付申請は、前2条の規定による事前協議が完了した後、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 工事見積書
  - (2) 市税の滞納が無いことを確認できる書類
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- (実績報告)

第13条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第12条に規定する実績報告を行わなければならない。

2 前項の規定による実績報告の添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象事業に係る契約書等の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) ブロック塀等の撤去完了写真
- (4) 産業廃棄物管理票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

#### いわき市生垣設置奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いわき市都市緑化基金条例（昭和61年いわき市条例第4号）第4条第1項第1号の規定に基づき都市緑化の推進及び緑の保全に対する助成の一環として生垣を設置する者に対して行う補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請書の添付書類)

第7条 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 見積書
- (2) 着工前写真
- (3) 納税証明書

(実績報告書の添付書類)

第9条 規則第12条第1項第2号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事費内訳書
- (2) 領収書の写し
- (3) 完成写真

### 3 契約事務（その1）

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

(勿来区画整理事務所)

※ 普通財産の貸付に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が『契約等の相手方が排除措置対象者であること』又は『公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること』のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置」が講じられていなかった。【類例1件あり】

#### いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。

ア 建設工事又は製造の請負に係る契約

イ 測量又は設計に係る委託契約

ウ 工事用原材料の購入に係る契約

エ 役務の提供に係る委託契約

オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約

カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定

(2)～(7) (略)

(契約等からの暴力団等の排除)

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団等と認められる者

(2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者

(3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

(契約からの排除措置)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。

(1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。

(2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

## 契約等からの暴力団等の排除について（財政部契約課策定）

（抜粋）

### 5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

## 4 契約事務（その2）

契約事務において、契約保証金の免除に関する手続きが不適切な例が認められた。

(勿来区画整理事務所)

- ※ 錦町須賀防災集団移転跡地維持管理業務委託の契約事務においては、市財務規則第136条第6項第4号を適用し、契約保証金の納付を免除しているが、過去2年間における契約実績は同号の要件を満たしていなかった。契約保証金の免除にあたっては、その根拠を明らかにしたうえで決定する必要がある。

### いわき市財務規則

(契約保証金)

第136条 契約権者は、契約の相手方となるべき者をして、請負代金額又は契約代金額（単価による契約にあつては、単価に予定数量を乗じて得た額）の10分の1以上の額（市有財産売却システムによる一般競争入札にあつては、当該一般競争入札に係る入札保証金の額に相当する額）の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）で納めさせなければならない。

2～5 （略）

6 契約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前各項の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が官公署であるとき。
- (2) 契約の相手方が、保険会社との間に市長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 契約（工事又は製造の請負契約並びに設計、測量及び調査の委託契約を除く。）の相手方が、過去2年間に市若しくは他の地方公共団体又は国とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 1件の請負代金額が500万円未満の工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件の契約代金額が300万円未満の設計、測量及び調査の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 随意契約（次号に規定する随意契約を除く。）を締結する場合において、請負代金額又は契約代金額が50万円未満のもので、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (8) 土地又は建物の売却に係る随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7～8 （略）